

抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄等について

平成 17 年 11 月 30 日

1. 目的

新型インフルエンザが発生した際、患者を治療するために使用される抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）が市場等に不足する可能性がある。

新型インフルエンザ対策について、平成 17 年（2005 年）4 月に改正された「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」では、国及び都道府県における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項において、「新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時期に、地域におけるその治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努める。」とされている。また、平成 17 年 11 月 14 日に作成された「新型インフルエンザ対策行動計画」においても、「抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定し、備蓄を開始する。」とあり、このようなことから、政府・都道府県において抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄を開始することとする。

2. 備蓄の定義

- 総備蓄量 : 「行政備蓄量」と「流通備蓄量」の和で、我が国の新型インフルエンザ対策として使用できるタミフルの総量。
- 行政備蓄量 : 政府及び都道府県が行う備蓄量の総和。
- 政府備蓄量 : 新型インフルエンザ対策として使用するため、政府（厚生労働省）が所有し、備蓄しているタミフルの量。
- 都道府県備蓄量 : 新型インフルエンザ対策として使用するため、都道府県が所有し、備蓄しているタミフルの量の総和。
- 流通備蓄量 : 通常のシーズン終了時のタミフルの残存見込み量。

3. 備蓄目標量

(1) 備蓄目標量

我が国の総備蓄量としては、2,500 万人分（人口の 25%が新型インフルエンザに感染したと想定し、そのうち、医療機関を受診すると思われる患者数の上限）の備蓄を行う。

なお、それぞれの備蓄目標量については、次の通りとする。

行政備蓄量	2,100 万人分
政府備蓄量	1,050 万人分
都道府県備蓄量	1,050 万人分
流通備蓄量	400 万人分

(2) 各都道府県における備蓄について

各地域におけるタミフルの備蓄については、その使用によって地域住民の健康が守られることや、実際に新型インフルエンザが発生した際には、感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律に従って都道府県知事が対応（検診、入院勧告、就業制限等）すること等から、都道府県が中心となって実施することが望ましい。

各都道府県における備蓄目標量は、それぞれの管内人口の約 8.3%（都道府県備蓄量：1,050 万人／日本人人口）とし、詳細は別紙の通りとする。

4. タミフルの供給体制及び調達について

(1) 供給体制

今年度のタミフルの供給は、従来型のインフルエンザ治療用として約 1,200 万人分が、インフルエンザシーズン当初に製造元から国内の製薬会社に納入されており、逐次、市場に供給されることとなっている。

新型インフルエンザ用として行政備蓄量を調達する場合は、それとは別に製薬会社が製造元に発注し調達することになるが、平成 17 年度内に都道府県備蓄量を調達することは困難である。

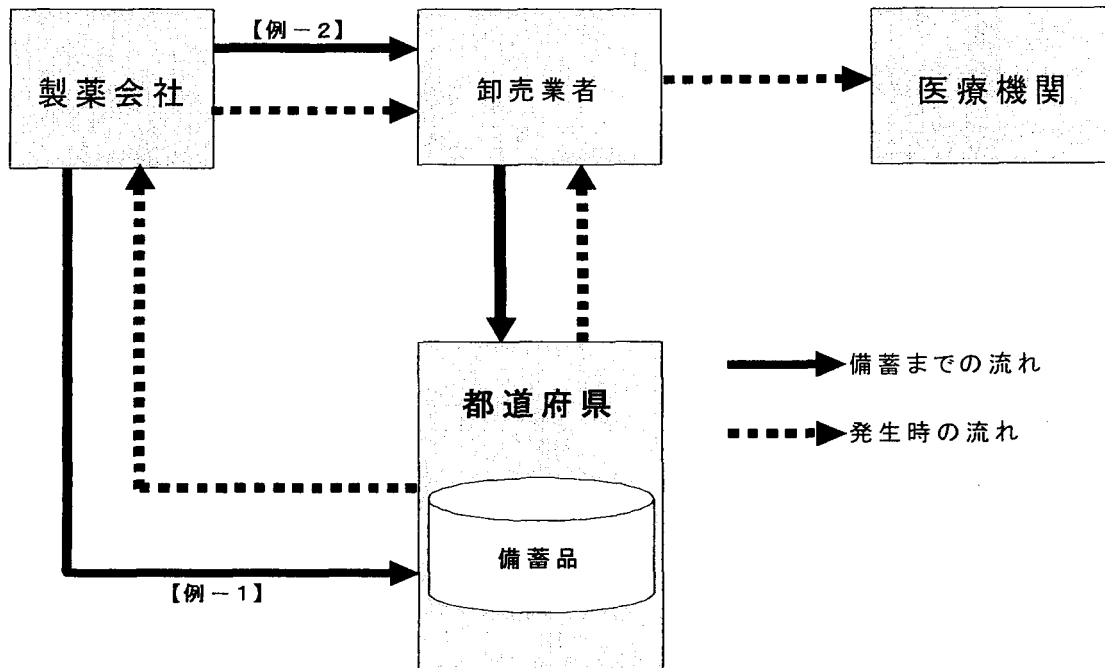
(2) 調達について

平成 19 年度分として調達するためには、本年 12 月までに調達概数を示すよう、製薬会社（製造元）から要求されている。

なお、現在、政府備蓄分のうち、7.2 万人分（72 万 cap）を調達済み（H17.11.28 現在）である。

5. 都道府県における備蓄用タミフルの調達及び市場流通（放出）方法

具体的な調達・市場流通（放出）方法については、下記の方法がある。



6. その他

- (1) 新型インフルエンザの診療を行う医療従事者等の感染防御・予防内服用等のため、都道府県においては、管轄区域内に整備されている感染症指定医療機関数（特定、一種、二種）に応じた量を備蓄できるように調整することとする。
- (2) 備蓄については、都道府県内の薬務課等関係課や県の卸売協同組合等とも連携を密にして検討することとする。

都道府県における備蓄目標量(案)

	人口 (H16年)	備蓄量 (千人分)
全国	126,176,000	10,498
北海道	5,630,000	468
青森県	1,448,000	120
岩手県	1,389,000	116
宮城県	2,358,000	196
秋田県	1,155,000	96
山形県	1,218,000	102
福島県	2,095,000	174
茨城県	2,950,000	246
栃木県	1,987,000	166
群馬県	1,997,000	166
埼玉県	6,967,000	580
千葉県	5,967,000	496
東京都	12,123,000	1,008
神奈川県	8,613,000	716
新潟県	2,440,000	204
富山県	1,107,000	92
石川県	1,172,000	98
福井県	814,000	68
山梨県	871,000	72
長野県	2,175,000	182
岐阜県	2,074,000	172
静岡県	3,725,000	310
愛知県	7,056,000	588
三重県	1,833,000	152

	人口 (H16年)	備蓄量 (千人分)
全国	126,176,000	10,498
滋賀県	1,351,000	112
京都府	2,596,000	216
大阪府	8,653,000	720
兵庫県	5,508,000	458
奈良県	1,423,000	118
和歌山県	1,045,000	88
鳥取県	606,000	50
島根県	744,000	62
岡山県	1,938,000	162
広島県	2,852,000	238
山口県	1,493,000	124
徳島県	809,000	68
香川県	1,012,000	84
愛媛県	1,471,000	122
高知県	800,000	66
福岡県	5,025,000	418
佐賀県	866,000	72
長崎県	1,489,000	124
熊本県	1,846,000	154
大分県	1,208,000	100
宮崎県	1,158,000	96
鹿児島県	1,764,000	146
沖縄県	1,352,000	112

《抗インフルエンザウイルス薬》

フェーズ 1

[科学的知見の収集・整理・分析]

- ・ 既存の抗インフルエンザウイルス薬の有効性やウイルスの薬剤耐性などに関する研究を実施する。(厚生労働省)
- ・ 既存の抗インフルエンザウイルス薬の安全性を評価する。(厚生労働省)
- ・ インフルエンザ迅速診断キットや抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を医療機関に周知する。(厚生労働省)

[パンデミック時の流通体制の確保]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、効果的に供給される体制を構築する。(厚生労働省)

フェーズ 2 A

[科学的知見の収集、整理、分析]

- ・ 発生している亜型に対して、国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬の効果や抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性について、WHO及び国際機関、関係国、学術誌等から情報を収集する。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 防疫従事者において感染が疑われる症状が出た場合には、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を確保するよう都道府県に要請する。(厚生労働省)
- ・ 国内パンデミック時に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。(厚生労働省)

フェーズ 2 B

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生農場における従業員及び感染家きん等の殺処分に従事する者の健康管理、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の必要性について助言を行う。(厚生労働省)

フェーズ3A

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の確保すべき量を決定し、備蓄を開始する。(厚生労働省)

➤ リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄目標量

[治療必要者数合計 : 2,500 万人分]

①政府及び都道府県備蓄量 : 2,100 万人分

政府 : 1,050 万人分

都道府県 : 1,050 万人分

②国内の流通量* : 400 万人分

(1 人分の治療量は、1 日 2 カプセル×5 日間の計 10 カプセル。)

* : 通常のシーズン終了時の残存見込み量。

※ 治療必要者数は、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合の、医療機関を受診する患者の推計 (CDC モデルより試算)

➤ ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）の備蓄目標量

①国内の流通量* : 15 万人分

②政府備蓄量** : 60 万人分

* : 通常のインフルエンザ対策分として国内流通されている量。

** : ①とは別に政府が購入する目標量。

※ リン酸オセルタミビルに耐性を獲得している可能性も懸念されることから、危機管理上備蓄を検討する。

- ・ 国際協力、在留邦人のための抗インフルエンザウイルス薬を確保する。必要に応じ、適切なタイミングでの海外での供与を検討する。(外務省、厚生労働省)
- ・ 都道府県に対して、抗インフルエンザウイルス薬を確保するよう要請する。(厚生労働省)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・ 医療機関（企業内を含む）・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。（厚生労働省）

フェーズ3 B

（フェーズ3 Aの対策を継続・強化）

フェーズ4 A

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 政府及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（厚生労働省）
- ・ 海外への供与を検討し、必要に応じ実施する。（外務省）

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 各医療機関に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用を要請する。（厚生労働省）

フェーズ4 B

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、若しくは、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう指示する。（厚生労働省）

フェーズ5 A

（フェーズ4 Bの対策を継続・強化）

フェーズ5 B

[抗インフルエンザウイルス薬の投与]

- ・ 都道府県に対し、医療及び社会機能維持の観点から次の者への予防投与を行うよう要請する。（厚生労働省）

- 患者が受診した医療機関の医療従事者
- 社会機能維持者（患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持者）
- ・ 医療機関等に対し、患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、以下の措置を行うよう指示する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行うとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。（厚生労働省）
 - 外出の差し控え
 - 健康管理の指導・実施

フェーズ6A

（フェーズ5Bの対策を継続・強化）

フェーズ6B

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止]

- ・ 患者と接触にあたった医療従事者及び社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の措置を中止するよう都道府県に要請する。（厚生労働省）

[流通の調整]

- ・ 都道府県別の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を下に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう調整する。（厚生労働省）

==小康状態==

- ・ 第2波に備えて、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（厚生労働省）

後パンデミック期

- ・ パンデミックを踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や治療に係る最新の科学的知見を再度整理し、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針（予防投与、治療方法）を必要に応じて見直し、周知する。（厚生労働省）